



# 那覇市市制100周年記念 ナンバープレート できました!



**交付期間** 令和3年2月22日(月)～令和3年12月28日(火)

原動機付自転車(ミニカーを除く。)のナンバープレート交付申請の際に、那覇市市制100周年記念事業を盛り上げる趣旨に賛同いただき、1,000円以上の寄附をしていただくと、記念ナンバープレートが選べます。



(50cc以下)



(50cc超90cc以下)



(90cc超125cc以下)

**注意**

ナンバープレートは軽自動車税(種別割)の課税のために那覇市からお貸しするものです。このため、廃車手続きの際は返納しなければなりません。またナンバープレートを転売や譲渡することはできません。

### 寄附金の使い道について

那覇市市制100周年記念事業の事業運営費として使用します。  
(那覇市は令和3年5月20日で市制施行100周年を迎えます。)

### 交付窓口・問合せ先

那覇市企画財務部市民税課  
軽自動車税グループ(本庁3階40番窓口)  
☎098-862-9903

### 寄附にあたっての注意事項

- ①法的に禁止されている寄附、公序良俗、市民感情等を考慮して受領することが適当ではない寄附金については受領できません。
- ②個人の方がこの寄附をされた場合には、寄附金額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税、復興特別所得税、又は個人住民税額の算定上、その全額が控除されます。法人が寄附をされた場合には、法人税額の算定上、寄附金を支出した事業年度で全額損金算入できます。(寄附金領収書は後日郵送されます。)

(切り取らず、このままナンバープレート交付申請窓口に提出してください。)

## 那覇市市制100周年記念ナンバープレート 寄附金申込書兼受付書

(宛先)  
那覇市長

令和3年 月 日

受付印

原動機付自転車のナンバープレート交付申請に際し、次のとおり  
那覇市市制100周年記念事業のために寄附をしたいので現金を添えて申し込みます。

(ふりがな)  
寄附者氏名

寄附金額 , 0 0 0 円

※寄附金所管部署への個人情報の提供について同意します。

# 記念ナンバープレートの交付手続きについて

## 1 交付の対象者



次の(1)(2)のいずれかに該当する方が、その手続きの際に記念ナンバープレート1枚当たり1,000円以上寄附をしていただいた場合に交付します。この標識交付には手数料などはかかりません。

- (1) 原動機付自転車の新規登録(名義変更を含む。)
- (2) 既存のナンバープレートから記念ナンバープレートへの交換(1回に限る。)

**注意1** (2)の場合は、自賠責保険のシールの張替えや自賠責保険・任意保険の標識番号の変更手続きが必要ですので、あらかじめ加入する保険会社にご相談ください。

**注意2** 原動機付自転車の登録は個人または法人名で行わなければなりません。また、寄附者は原動機付自転車の登録者と同一でなければなりません。そのため、ご家族の名義または任意団体の名義で寄附をされた場合は、記念ナンバープレートの交付を受けることはできません。

## 2 交付の手続



次のとおり申請してください。

※届出人の本人確認のため、免許証等を持参してください。

- ① 軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書
- ② 寄附金申込書(この用紙)
- ③ 寄附金1,000円以上(現金のみ)

申請

上記①～③のほか手続に必要な書類等

**新規登録**の場合

使用者・所有者の印鑑、販売証(廃車済の場合は廃車証、又は販売証と車台番号の石刷り)、自賠責保険証明書

**名義変更**の場合

新旧所有者の印鑑、軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書、ナンバープレート、自賠責保険証明書、標識交付証明書

申請を受けた後、窓口で次のとおり交付します。

交付

- ① 記念ナンバープレート
- ② 寄附金申込書写し(寄附金申込書の写しを交付。寄附金領収書は後日郵送します。)

**注意1** 標識交付申請書に押印のうえ住所、氏名、電話番号、原動機付自転車の車台番号等を記載してください。

**注意2** 那覇市に住民登録がない方は、那覇市に居住していることがわかるもの(公共料金の請求書など、住所の記載があるもの)及び住民票上の住所がわかるもの(住民票、免許証等)が必要です。

つなぐ むすぶ ひらく  那覇市制100周年

